

令和2年2月20日

第96回 神戸市個人情報保護審議会

高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う  
神戸市後期高齢者医療システムの拡充  
及び情報項目の追加について

(保健福祉局)



神保高国第 4099 号

令和 2 年 2 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会 会長様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システム  
の拡充及び情報項目の追加について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システムの  
の拡充及び情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

今回追加する情報項目

【後期医療自己負担額情報】

保険者番号

被保険者番号

計算年度

自己負担額

資格取得日

資格喪失日

資格喪失事由

◎高齢障併用レセプト有りフラグ

基準日時点\_\_世帯負担区分

負担区分確認フラグ

基準日時点\_\_個人区分

基準日時点\_\_宛名番号

基準日時点\_\_世帯番号

【介護自己負担額情報】

支給申請書整理番号

後期資格区

後期被保険者番号

自己負担額証明書整理番号

介護保険の保険者番号

介護保険の被保険者番号

異動区分

申請対象年度

計算期間(始期・終期)

介護被保険者期間(始期・終期)

申請年月日

介護自己負担額

【福祉医療高齢重度障害者資格情報】

◎公費負担番号

◎公費受給者番号

◎後期高齢保険者番号

◎後期高齢被保険者番号

◎適用開始年月日

◎適用終了年月日

◎高齢障所得区分

【申請勸奨情報】

低I再計算（フラグ、基準額、按分率等）

期中資格情報（取得、県内転居、再取得）

世帯構成員数

宛名情報（住所等）

通知日

基準日時点介護保険者名称（市町名）

被保険者氏名

負担額（後期・介護、被保険者別・合計）

支給額（被保険者別、合計額、期中清算者合計）

保険者（後期、・介護、番号・名称）

被保険者番号（後期、介護）

死亡区分

被保険者生年月日

被保険者性別

申請対象年度

計算期間（始期・終期）

加入期間（後期資格・介護資格、始期・終期）

◎高齢障受給者区分

被保険者給付喪失年月日

基準額

申請形態

◎期中精算者が高齢障受給者かつ介護自己負担額0円フラグ

各種フラグ（医療・介護自己負担なし、期中、老福、期中精算者混在等）

その他、通知書に関する項目（整理番号、対象者数等）

高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システム  
の拡充及び情報項目の追加について

1. 趣旨・概要

現在、各区介護医療係(介護保険・後期高齢者医療・福祉医療を担当)では高額介護合算事務※を行うにあたり、後期高齢者医療資格・給付ラインが窓口となり、同係で保持する下記①～④の情報を実施機関として利用し、被保険者からの申請受付や問い合わせ対応を行っている。

- ①後期医療自己負担額情報 (後期高齢者医療の情報)
- ②高額介護合算勸奨者の情報 (後期高齢者医療の情報)
- ③介護自己負担額情報 (介護保険の情報)
- ④福祉医療の高齢重度障害者に該当する人の情報 (福祉医療の情報)

これら高額介護合算事務を行うにあたり、介護保険、福祉医療に関する情報について、現在、同係内に設置している介護システム端末、福祉医療端末で個別に目視で情報を確認し事務を行っているため、効率が悪く、処理時間が長くなっている。

そのため今後は、介護保険・福祉医療に関する情報を共通基盤経由で神戸市後期高齢者医療システム(以下、「後期システム」という)に連携し、広域連合から提供される後期高齢者医療の情報と併せて後期システム上の1つの画面で確認ができるようにシステム改修し、被保険者対応をより円滑に行いたい。

※<高額介護合算療養費事務>

介護保険と医療保険(後期高齢者医療・福祉医療)の1年間の自己負担の合算額に対して所得区分ごとの限度額を設定し、その超過分を本人の申請により支給する制度。1月単位で支給される「高額介護サービス費(介護保険)」と「高額療養費(医療保険)」の支給額を控除した、本人へなお残る異なる制度の自己負担を合算し、年間負担額の緩和を目的として創設された。申請勸奨を広域連合が行い、受付入力対応を神戸市が行っている。

【平成30年8月～】

所得区分		後期+介護の自己負担限度額(年額)
現役並み 所得者	Ⅲ	住民税課税所得 690万円～ 212万円
	Ⅱ	住民税課税所得 380万円～ 141万円
	Ⅰ	住民税課税所得 145万円～ 67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ		31万円
低所得Ⅰ		19万円

## 2. 効果

- (1) 被保険者からの申請に関する問い合わせに迅速に対応でき、市民サービスの向上につながる。
- (2) 1年度に一回、一括広域勧奨処理に伴い一時的に作業が増加する当該事務の担当者の負担軽減、および効率化を図る。

## 3. 実施計画

令和2年3月勧奨分から

## 4. 処理件数

広域連合勧奨者数 : 15,290人

(平成31年3月末時点)

## 5. 個人情報の保護

後期システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に関しても同様に対処する。

### (1) システム上の保護

- ① 端末機からのシステム操作にあたっては、職員証等IDカード・パスワードによる二要素認証をおこない、端末機の操作を関係職員に限定する。加えて、端末に関するログを取得している。
- ② 個人情報（特定個人情報含む）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理がされている保管施設に設置されているサーバにて一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線を使用する庁内基幹系ネットワークに接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。
- ④ サーバ、操作端末のウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義の更新は、庁内基幹業務系ネットワーク上に企画調整局情報化戦略部が設置しているサーバから自動配信を受ける。

### (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理しているデータセンタへの入退室は関係者のみに限定されており、24時間体制での入退室管理が行われている。
- ② 端末の操作状況を記録する。また、パスワードは適宜、変更する。
- ③ 不要になったデータ記録媒体はデータを速やかに消去し、記録の内容が復元できない状態にして破棄する。

- ④ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなどを用いて、記録内容を復元できないようにして確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。